

審査基準

令和7年6月28日作成

| |
|--|
| 法令名：風営適正化法 |
| 根拠条項：第7条の3第3項において準用する第7条第5項 |
| 処分の概要：法人の分割による許可証の書換え |
| 原権者（委任先）：東京都公安委員会 |
| 法令の定め： ○ 風営適正化法施行規則 第1条（書換え申請書の提出） 第17条（許可証の書換えの手続） |
| 審査基準： 判断の基準は、法令の定めによる。 |
| 標準処理期間：14日（行政庁の休日は含まない。） |
| 申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課 |
| 問合せ先：同上 |
| 備考： |